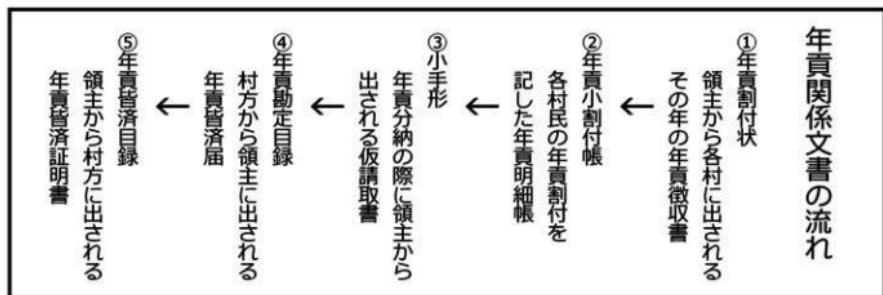


書名	令和2年度企画展 松原地域の村と年賀
書名かな	れいわ2ねんどきかくてん まつばらちいきのむらとねんぐ
編著者名	西田 敬之
編集機関	一般財団法人 松原市文化情報振興事業団
発行機関	一般財団法人 松原市文化情報振興事業団
発行年月日	2020年7月1日
郵便番号	580-0016
電話番号	072-336-6800
住所	大阪府松原市上田7-11-19
備考	松原市民ふるさとぴあプラザ郷土資料館で実施した企画展リーフレットで、展示期間は令和2年(2020)7月1日～7月26日。

PDFファイル制作日：2021年6月15日

◎年貢

江戸時代、領主と村との関係で最も重要なものの一つは、貢租の徴集と納入でした。貢租は直接個々の百姓に賦課されず、年貢額や年貢率を記した徴収書が村に通達・賦課され、これを受けた村役人が個々の百姓に高割し、それを集めて村として納入しました。こうした村に請け負わせる年貢納入方法を村請制と呼びます。貢租は、正租と雜租とに大きく分けられますが、正租は田畠屋敷に課せられる本年貢(本途物成)で貢租の根幹を成しています。雜租は正租以外に課せられる付加税で山野河海の産物に賦課される小物成や村高に応じて課される高掛物、百姓が人夫となって労役を負担する夫役などがありました。ここでは、本年貢についてみていきます。年貢には米で納める米納や米納分を貨幣に代えて納める石代納などがあり、上方筋の幕府領では、石代納の名称として十分一大豆銀納、三分一銀納があります。十分一大豆銀納は、総取米額の十分の一を、その年に公定された大豆一石の石代値段で換算して銀納するもので、三分一銀納は、総取米額から十分一大豆銀納分を引いた残額の三分の一を、その年に公定された米一石の石代値段で換算して銀納するものです(後には総取米額の三分の一となる)。これらを引いた残額が米納され、六分方米納と称しました。



- ①年貢割付状 領主から村方へされるその年の年貢の割付を記した文書で、年貢免定・年貢可納割付状など様々な呼び方があります。記載内容は国郡村名・村高・田高・反別・等級別の高・反別・租率・年貢額・諸役・年貢総額・納入期限などが記されています。また、近世初頭から記載内容が次第に整備されていき、記載内容も詳細になっていきました。
- ②年貢割付帳 年貢割付状によって各村に課された年貢を、その村の役人が各村民の持高に応じて配分した明细を記載した帳簿で、年貢小割付帳・年貢算用帳などとも呼ばれます。記載内容の最後には庄屋・年寄・惣百姓が立会い高下なく割り付けた旨を記しています。
- ③小手形 高割によって割り付けられた年貢は、村役人が徵収して納入しますが、1回で完納することは少なく、数回に分けて納められました。そうした分納の度ごとに領主から出される仮請取書のことを「小手形」といい、年貢を完納した際にそれらと引き換えに「年貢皆済目録」が領主側から渡されました。そのため村側に残されていることはほとんどありません。
- ④年貢勘定目録 年貢納入が完了した後に村方から領主へ提出された年貢皆済届書。「年貢勘定目録」には、実際の年貢納入方法や納入先などが記されています。また、今回展示しています年貢勘定目録は、文書の奥部分に領主から村方へ皆済の受け取りの旨が記されたものです。
- ⑤年貢皆済目録 「年貢皆済目録」は、年貢納入が完了し、年貢勘定目録が村方から提出された後、領主から村方に出される正式の請取証のことといいます。村方から提出した年貢勘定目録の奥や裏に請取の旨を記して村方へ返されたものもあります。

申年免定

申年免定

午の申迄三ヶ年定免

一、高八石内八升六斗四合

九升合
此取米百九石八升六斗四合

九升合
此取米百九石八升六斗四合

一、高八石内八升五合

九升合
此取米百九石八升五合

一、高八石内八升五合

九升合
此取米百九石八升五合

一、高八石内八升六斗四合

九升合
此取米百九石八升六斗四合

百姓中庄屋

天保七年十一月小堀主税印

申年免定

天保7年(1836)11月

この文書は、天保7年、三宅村に出された年貢割付状で、「午の申迄三ヶ年定免」とはじめにありますように、この時三宅村は天保5年から三年季の定免の最終年にあたります。冒頭の村名の横に「本郷」とありますが、これは当時の三宅村が幕府領と私領との相給知行であり、「本郷」は幕府領を意味しています。本田・本畠と2か所の新田の年貢量と年貢率が示され、それらの総年貢量として「取メ式百五拾石八斗六升三合」と石代納と米納の内訳があり、最後に付加税として高掛三役が記されています。以上の年貢に対して庄屋・年寄・惣百姓・出作のものまで立合い、披見して公平にそれぞれに割り付け、12月5日までに年貢をすべて納めるべきものと記されています。

免定・・・検見によってその年の年率を定めること。

定免・・・過去の平均年率に基づき、豊凶にかかわらず、一定の年限を限って定額または定率の年貢を納める徴税法。

郷藏・・・年貢米を保管するために村々に設置された蔵。

毛付・・・田畠に稻・麦などの穀物を植え付けること。田畠の収穫量。

取米・・・年貢として納める米。年貢。

十分一大豆銀納・・・米の代わりに貨幣で納める収納法で、村の年貢の十分の一を、その年に公定された大豆一石当りの石代で換算して銀納すること。

三分一銀納・・・米の代わりに貨幣で納める収納法で、年貢の三分の一を、その年に公定された米一石当りの石代で換算して銀納すること。

米納・・・年貢を米で納めること。ここでは拾分一大豆銀納・三分一銀納の石代納分を引いたもの。

御傳馬宿入用・・・五街道の問屋・本陣の給米・宿場入用にあてるため幕府領の村々に課された付加税。御藏前入用・六尺給米とともに高掛三役という。

六尺給米・・・幕府の稚役夫の給米にあてるため幕府領の村々に課された付加税。高掛三役の一つ。

御藏前入用・・・幕府の米蔵の維持管理のために幕府領の村々に課された付加税。高掛三役の一つ。

免割・・・百姓の持ち高に応じて年貢を割り付けること。

河内丹波

三宅村

一、高五百石水引井八合

此貢旨付給九石四合

武庫貯金五石七斗八合

杜門生貯金八石八分七斗九厘

壹百四十石

此貢五石五斗五分八厘

貳百五十石四合

米實量算水引井八合

米五斗五升八合

壹百四十石

此貢三石五斗五分八合

米六石八分八合六分八厘

一、銀八拾九分八厘

米貯金六石六升八合

米五斗五升八合六分八厘

一、米六石八分八合

米六石八分八合六分八厘

子十一月 久下草十郎印

右村 百姓店

享保十六亥年御勘定目録

享保17年(1732)11月

当時の三宅村は幕府領と私領の相続知行で、この文書は、享保16年の三宅村幕府領の年貢勘定目録になり、村方から代官へ年貢旨済の旨が伝えられています。それを受け代官から村方へ確認の旨の奥書が添えられ、皆済目録にもあるものです。三宅村は享保13年からの7か年季の定免でしたが、同15年以降は免査見引きを受けています。同16年の年貢も攝戸屋敷以外に「当風水旱損検見引」として田畠・新田分の被害が年貢対象から引かれています。また、年貢勘定目録では年貢の納入方法や納入場所について詳しく記載され、大坂御蔵や二条御蔵への納入がみられます。二条御蔵への納入には費用がかさむこともあります。納入先の変更願いがなされました。なお、この勘定目録は享保16年の年貢完納を翌年の11月付で報告したものですが、享保16年の年貢割付状には同年12月20日を皆済期限としており、1年近く皆済出来ていない状態です。しかし、こうした皆済期限を過ぎるという状況については、年貢を数回にわけて分納することも多く、領主側も村側も承知の上のことかもしれません。

年貢勘定目録・・・その年の年貢完納した時に、村方から領主に年貢の明細を報告した文書。

年貢皆済目録・・・その年の年貢が完納された時に、領主から村方へ出される領収書。

口米・・・田畠の年貢高に応じて課された米納の付加税。

大坂御蔵・・・大坂城や難波・天王寺などにあった幕府直轄の米蔵。

二条御蔵・・・京都の二条城にあった幕府直轄の米蔵。

置米・・・米価調節や備荒貯蓄のため、米を囲て置くこと。囲い米。

置粉・・・不作時、非常時に備えて、蓄えて置く古粉。囲い粉。

夫食拵・・・不作時に、村が領主から食料を借りること。